

<p style="text-align: center;">特定非営利活動法人にかかる県税の税務手続等について（ご案内）</p>
--

[令和2年3月現在]

<p>法人県民税・法人事業税関係</p>

○ **事業開始等の届出書の提出義務について**

法人が、県内において、事業を開始し、または、事務所、事業所もしくは寮等を設けた場合は、県税条例第31条の規定に基づき、その事実の生じた日から2月以内に「法人の事業開始等届出書」を提出しなければなりません。そのため、**特定非営利活動法人**（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下「NPO法人」という。）**にあっても、収益事業**（法人税法施行令第5条に規定される事業をいう。以下同じ。）**を行うか否かにかかわらず届出をする義務があります**ので、西部県税事務所に届出様式を請求し、登記事項証明書および定款（いずれも写し可）を添付のうえ、提出してください。また、この届出をした以降、届出事項に変更等が生じた場合にも1月以内に届出書を提出する必要があります。

なお、国税においては、新たに収益事業を開始した場合には「収益事業開始届出書」を、給与・報酬等を支払う場合には「給与支払事務所等の開設届出書」を、それぞれ提出することとされていますので、所轄の税務署にお尋ねください。

また、市町村税については、事務所等が所在する各市町にお尋ねください。

○ **一般の法人に対する県税の法人課税の種類について**1 **法人県民税**

県内に事務所および事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人に対しては、以下の法人県民税法人税割および同均等割の両方が、県内に寮等の施設を有する法人で県内に事務所等を有しない法人に対しては、同均等割のみが、課税されます。

① **法人税割**——法人税額に応じて課税② **均等割**——「資本金等の額」等に基づき、年額22,200円～888,000円までの5区分により課税2 **法人事業税**

県内に事務所等を有し事業を行う法人に対して、その所得等に応じて課税されます。

※さらに、法人事業税額に応じて課税される**特別法人事業税（国税）**を、法人事業税とあわせて県に申告納付する必要があります。（以下、**法人事業税と特別法人事業税を合わせて「法人事業税等」**という。）

○ **NPO法人が収益事業を行わない場合の法人課税について**

NPO法人は、収益事業を行わない限り、法人県民税法人税割、法人事業税等が非課税となります。また、法人県民税均等割は、地方税法上は課税対象となりますが、県税条例の規定により、下記「NPO法人に対する法人県民税均等割の軽減について」の①のとおり届出をすることで、課税が免除されることとなっています。

○ **NPO法人が収益事業を行う場合の法人課税について**

NPO法人が、収益事業を行う場合には、法人県民税法人税割、同均等割、法人事業税等が課税されますので、一般の法人と同様に、事業年度終了の日から2月以内（申告期限延長の場合は3月以内）に「確定申告書」により申告納付する必要があります。ただし、「中間申告」の必要はありません。

なお、法人県民税均等割については、県税条例の規定により、下記「NPO法人に対する法人県民税均等割の軽減について」の②のとおり申請をすることで、減免される場合があります。

○ **NPO法人に対する法人県民税均等割の軽減手続きについて**

法人県民税均等割については、NPO法人が収益事業を行うか否かにかかわらず、地方税法上は課税対象となりますが、県税条例第27条の9および第35条の規定等により、次のいずれかに該当する場合には、申請等により軽減されることとなっています。

① **NPO法人が収益事業を行わない場合**ア **制度概要**

地方税法上は、収益事業を行わないNPO法人であっても、毎年4月1日から3月31日までの間

において県内に事務所等が所在していたことに基づいて、法人県民税均等割（年額 22,200 円）を申告納付しなければなりません。次の届出をすることで、申告納付をする必要がなくなります。

イ 届出手続き

届出様式となる「法人県民税課税免除届出書」を、法人の設立時や収益事業を廃止した際に、先述の「法人の事業開始等届出書」に併せて西部県税事務所に提出してください。その際、当該届出様式に記載されている必要書類を添付願います。

なお、収益事業を開始すると、法人県民税均等割の課税対象となりますので、所轄の税務署および西部県税事務所、事務所等が所在する各市町へ届出のうえ申告納付する必要があります。届出がなく申告納付もない場合は、国または地方自治体の調査により課税となり、延滞金等が生じる場合がありますので御注意ください。

② NPO法人が収益事業を行う場合（法人の設立の日から3年以内に終了する事業年度のうち収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限る。）

ア 制度概要

収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない場合には、均等割のみ申告納付することとなりますが、次の申請をすることで、当該均等割の減免を受けることができます。

イ 申請手続き

申請様式となる「特定非営利活動法人に係る県民税均等割減免申請書」を、「確定申告書」と同じく事業年度終了の日から2月以内（申告期限延長の場合は3月以内）に西部県税事務所に提出してください。その際、当該申請様式に記載されている必要書類を添付願います。

なお、先述の「法人の事業開始等届出書」に収益事業を行う旨を記載して提出いただくと、「確定申告書」および「特定非営利活動法人に係る県民税均等割減免申請書」を決算月の翌月に西部県税事務所から郵送いたします。

不動産取得税関係

○ 不動産取得税とは

不動産取得税は、土地や家屋といった不動産を取得したときに、その不動産の取得者に課される県税です。毎年課税される固定資産税とは異なり、不動産の取得の際に1回限りで課されます。（固定資産税については、当該固定資産が所在する各市町にお尋ねください。）

○ **NPO法人に対する不動産取得税の減免手続きについて**

NPO法人が当該法人の特定非営利活動の用に供する不動産を、法人の設立登記をした日から3年以内に無償で取得した場合には、申請書を提出することにより、その取得に係る不動産取得税が減免されます（県税条例第39条の17第1項第6号）。該当する場合は、納期限までに、取得した不動産の所在地を所管する各県税事務所において、申請手続きを行ってください。

自動車税環境性能割関係

○自動車税環境性能割とは

自動車税環境性能割（※）は、自動車を買ったり、もらったりしたときに課される県税です。

（※令和元年9月30日をもって廃止された自動車取得税に替わって導入されました。）

○ **NPO法人に対する自動車税環境性能割の減免手続きについて**

NPO法人が当該法人の設立登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車で、もっぱら当該法人の特定非営利活動の用に供する場合には、申請書を提出することにより、減免されます（県税条例第73条の3第1項第4号）。自動車税環境性能割は、道路運送車両法の規定に基づく登録（新車登録や名義変更など）の際に、証紙により納付いただくことになっていますので、該当がある場合は、登録の際に、自動車税事務所において、申請手続きを行ってください。

なお、減免を受けられた車両は、後日、本来の用に供されていることの確認をさせていただきます。

お問い合わせ先	滋賀県総務部税政課	TEL 077-528-3215
	滋賀県西部県税事務所	TEL 077-522-9804